

## 「地域福祉」とは

---

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

---

全国社会福祉協議会ホームページより

### ● 法的な位置づけ

市町村において「地域福祉計画」を策定することは、平成12年に社会福祉法に規定されました。この時点では計画の策定は「任意」でしたが、その後、同法の平成30年の改正により、策定は「努力義務」となり、かつ、各分野の福祉をカバーする、いわゆる「上位計画」として扱われることとなりました。

### ● 誰もが支え手であり受け手であること

「高齢者福祉」「児童福祉」「障がい者福祉」など、各分野の福祉においては、対象となるのは特定の立場の方に決まっています。一方、地域福祉の考え方では、地域のすべての方を福祉の「受け手」と捉えます。

また、それと同時に、行政のみならず地域の誰もが福祉の「支え手」である、と考えることも地域福祉の重要な考え方です。専門的な相談に対応する「支え手」もいれば、近所の人にあいさつする、気になる方をそれとなく見守るといった形で地域に関わる「支え手」もいることで、地域福祉が成り立ちます。

### ● 地域の様々な主体がつながり、連携していくこと

昨今、例えば、いわゆる「8050問題」(高齢の親と無職やひきこもり状態の子どもとが同居する世帯の生活課題)など、地域では多様・複雑な課題が生じており、各分野の公的な福祉を充実させるだけでは、全ての地域課題に対応することは難しい状況です。「制度の狭間」に陥る人がいないよう、地域の人・団体・機関がつながり、「支援が必要な人に気づく」「相談機関につなぐ」「関係者間で支援のあり方を検討する」など、適切な支援につなげていくための「連携」が求められます。